

## 平成28年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 平成28年4月5日(火) 正午から
- II 開催場所 京丹波町和知支所 小会議室
- III 出席委員 松本和久教育長 大西弘二教育長職務代理者 櫻井博規委員  
藤本英子委員 藤田道子委員 竹吉美公委員  
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 川畠勇人教育次長(兼て学校教育課長) 山根美智代社会教育課長  
徳島康善学校教育課長補佐
- V 傍聴者 なし

### 【会議内容】

- 1 開 会 (司会:教育次長)
- 2 教育長挨拶
- 3 議事録の承認  
【教育長】 平成27年度第12回定例会議事録、及び平成27年度第4回臨時会議事録の承認について諮る。  
【全委員】 特に意見等なし。  
【教育長】 平成27年度第12回定例会議事録、及び平成27年度第4回臨時会議事録について、承認する旨を告げる。
- 4 教育長近況報告  
【教育長】 教育委員会関連行事等の近況報告を行う。  
  
(近況報告内容)  
(1) 教育長の動向について  
(2) 町・町教育委員会関係の会議について  
(3) 平成28年第1回京丹波町議会定例会について  
  
【全委員】 特に意見なし。

## 5 報告事項

### (1) 学校教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長補佐】 平成27年度京丹波町学校計画兼学校評価について、平成28年第1回京丹波町議会定例会について、平成28年度幼稚園・小学校・中学校職員体制及び学級編成について、平成28年度京丹波町教育委員会事務局体制について、平成27年度下半期の教育委員会後援名義使用承認状況について説明した。

【教育長】 何か質問等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

### (2) 社会教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 平成28年4月の社会教育課関係事業等について説明した。

【教育長】 何か質問等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

## 6 議事

### (1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長補佐】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第1号について、原案どおり決することとする。

### (2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第2号について、原案どおり決することとする。

(3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員兼学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員兼学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第3号について、原案どおり決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育委員の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第4号について、原案どおり決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町スポーツ推進委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町スポーツ推進員の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第5号について、原案どおり決することとする。

(6) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町中央公民館館長及び主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町中央公民館館長及び主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれ

を報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第6号について、原案どおり決することとする。

(7) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医の委嘱の変更）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長補佐】 平成27年度第12回定例会において議決された、京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師の委嘱について、その後の人事異動により、一部学校の内科医を変更する必要が生じた。よって、京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医委嘱の一部の変更について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第7号について、原案どおり決することとする。

(8) 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について）

(9) 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町就学援助に関する規則の一部改正について）

(10) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示の制定について）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長補佐】 関連するため、承認第8号から第10号までを一括で説明する。

平成28年4月1日に行政不服審査法が改正されることに伴い、町関係例規の文言等整理を行う必要が生じた。よって、京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、教育委員会に關係する例規の一部改正について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第8号、第9号及び第10号について、原案どおり決することとする。

(11) 議案第1号 平成28年度京丹波町教育の指針について

【教育長】 事務局に説明を求める

【教育次長】 平成27年度第12回定例会において原案を示し、委員の皆さまから意見をいただいた平成28年度京丹波町教育の指針について、事務局において修正、再確認を行った。本日、議案として上程させていただくので、審議をお願いする。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 体裁について一部指摘あり。内容については異議なし。

【教育長】 議案第1号について、指摘いただいた箇所を訂正の上、決することとする。

## 7 協議事項

### (1) 次回定例会の開催について

【教育次長】 平成28年度第2回定例会の開催日時について調整をお願いする。

【全委員】 調整の結果、5月11日（水）午前11時から開催することで決定した。開催場所については、後日調整の上、決定することとした。

### (2) その他

【課長補佐】 当面の教育委員会関係会議及び研修会の日程について説明した。

【委員】 社会教育委員により、通学路の見守り活動を行っていただいているが、児童の通学時の様子について、社会教育委員から何か意見、指摘は出ていないか。

【課長】 確認し、次回の定例会で報告する。

## 8 教育長職務代理者閉会宣言

(午後1時35分閉会) 以上

■ 教 育 長

---

■ 教育長職務代理者

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

(調製者 教育次長 川崙勇人)